

## 平成29年度第2回障害者差別解消支援地域協議会概要

## ■ 1 : 開催日時

平成30年2月7日（水）13時00分～15時15分

## ■ 2 : 開催場所

滋賀県危機管理センター1階会議室1

## ■ 3 : 内容

「障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例」の検討状況を報告するとともに、特に相談や解決の仕組み部分について意見を求めたもの

## ■ 4 : 概要（条例に関する意見部分抜粋）

- ① 障害者差別解消支援地域協議会が県にも市町にもある中で、それぞれの役割分担とどのように連携させていくのかが課題ではないか。
- ② 社会モデル研修は、専門相談員だけではなく、地域相談員や協議会の委員に対しても実施し、社会モデルの認識を共有する取組が必要。それがなければ何が差別なのかわからず、差別を個人の責任にされてしまう恐れがある。
- ③ 臨時委員ではなく、協議会委員として知的、精神の当事者の委員をしっかりと入れるべきだと思う。
- ④ 地域相談員を地域の実情に応じて選ぶことや、地域相談員と専門相談員を置くという仕組みはとてもよいと思う。
- ⑤ 相談の仕組みで、地域相談員、専門相談員、協議会と第1段階～第3段階があるが、相談される方というのは、まず、市に相談に行くのではないか。市町で受け付けた相談が県の第1段階の相談に入っていくのか。連携の仕組みが分かりにくい。
- ⑥ 差別については2通りあるのではないか。意図的に行われる差別と、悪意や悪気もないけれども結果として当事者が辛い思いをしているという差別がある。後者については法、条例の趣旨を普及啓発、研修等していくことで、なくしていく必要があるのではないか。
- ⑦ 何でも企業等にやれというのも難しいのではないか。合理的配慮の過重な負担をすべて企業等に背負いなさいということではなかなかうまくいかず、県として合理的配慮助成制度のような何らかの施策を行う必要があるのではないか。
- ⑧ 今後も様々な具体的事例を積み上げ、条例を検討することが重要ではないか。